

計 画 年 度

平成23年度～平成32年度

鳥取県における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

平 成 2 4 年 3 月

鳥 取 県

目 次

獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針	2
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 各地域における診療施設の整備目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	11
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	12
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	13
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 診療効率の低い地域に対する診療の提供	
5 小動物の診療における連携の強化	
6 産学官が連携した研究開発	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	15
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	16
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	
4 診療施設の整備	

獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

1 獣医療を取り巻く現状

当県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年では、消費者から安全で良質な食料の安定供給、飼育動物の愛護や野生動物の保護等、さらに広い分野における高い水準の獣医療の提供が求められている。

当県の畜産は、農業産出額全体の約3分の1を占め、当県農業の基幹的部門であるが、畜産農家の高齢化等に伴い飼育戸数が減少する一方で、飼育規模の拡大による1戸当たりの飼養頭羽数は増加し、集団衛生管理に対する獣医療の充実がますます重要となっている。また、平成22年4月の国内における口蹄疫発生を踏まえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化が求められている。一方、国内での高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）、口蹄疫の発生を契機に、安全で良質な畜産物の安定供給に対して県民の大きな関心が注がれるようになり、食品の安全性や畜産の振興による食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化や事前対応型の防疫体制の確立、生産者が求める集団衛生管理技術の提供等の課題に対処するため、①産業動物獣医師並びに当県に勤務する獣医師の確保、②診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携、③獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備等による的確で効率的な診療体制の確立が必要である。さらに、当県畜産の生産性の向上を図っていく観点から、飼養管理指導、経営分析等への獣医師の関与に対する期待も高まっている。

このような状況の中で、「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律」に基づき平成23年4月に策定された「鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じ、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を図るための的確な防疫措置の実施、安全で良質な畜産物を生産するための高度な飼養衛生管理技術の普及を図ることとしている。このため、獣医師に対しては、的確な診療のみならず、防疫対策指導、HACCP（危害分析・重要管理点）をはじめとする食品衛生対策指導等幅広い獣医療の提供が求められるようになっている。

一方、これに対する獣医療の提供面においては、慢性的な産業動物獣医師の不足あるいは偏在等の課題が生じており、消費者ニーズに即した品質面・安全面・価格面で優れた畜産物を安定的に提供するためには、一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

また、犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）の分野における獣医療については、県民の日常生活における小動物が果たしている役割の重要性の向上等を背景に、飼育者が求める獣医療は、より複雑化、多様化しつつある。飼育者のニーズに十分に答えるためには、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、高度な医療機器を使用した最新の診断、治療技術の導入や、総合的な保健衛生指導、あるいは飼育者モラルの普及啓発等、幅広くかつより高度な獣医療の提供が求められている。

2 獣医療提供体制の整備基本方針

当県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。

(1) 産業動物分野及び公衆衛生分野における獣医療の提供体制

家畜の飼養が集約化されるとともに、飼養衛生管理技術が高度化することに伴い、さらに多様化、複雑化する家畜疾病に対する獣医療に対応するため、獣医師はより高度な知識と技術の習得が必要とされる。また、口蹄疫等の危機管理、食の安全に対する消費者のニーズに対応するため、公務員獣医師をはじめとする産業動物獣医師や家畜衛生・公衆衛生獣医師は危機管理体制の再点検や強化が必要である。

このため、産業動物獣医師や公務員獣医師は自らの役割と責任を認識し、産業動物分野及び公衆衛生分野における、よりの確で幅広い獣医療の提供体制の確立を図るとともに、適切な獣医療を提供するために必要な獣医師の確保と育成を図ることとする。

(2) 小動物分野における獣医療の提供体制

小動物の飼育者のニーズはより複雑化、高度化していることから、そのニーズに対応する高度診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実を図るとともに、診療分野の専門性による機能分担に関する合意形成の促進を図ることとする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

表1 (産業動物関係)

(単位：か所)

地域	診療施設数 (平成22年12月現在)	内 容 (開設主体の種類別内訳)								備考	
		県		市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人その他 の団体	獣医系大学	民間開設 施設(個人 ・法人)		その他
		うち家保									
東部地域	11	1	1		1	1	5		3		
中部地域	14	1	1		2	1	3		7		
西部地域	27	2	1		1	1	5		18		
合計	52	4	3		4	3	13		26		

表2 (小動物関係)

(単位：か所)

地域	診療施設数 (平成22年12月現在)	内 容 (開設主体の種類別内訳)						備考
		県	市町村	法人その他の 団体	獣医系大学	民間開設施設(個人・法人)	その他	
東部地域	14	1			1	12		
中部地域	8	1				7		
西部地域	14	1				13		
合計	36	3			1	32		

資料：獣医療法第3条の届出（平成22年12月現在）

注：診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(2) 主要な診療機器等

診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

なお、これは平成23年度に鳥取県が実施した実態調査（調査対象施設86か所、うち回答のあったもの60か所）の結果を取りまとめたものである。

表3 診療施設の整備状況

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成23年7月 現在)	調査施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	エックス線装置		入院施設
							細菌	ウイルス	病理	生化学		エックス線装置	エックス線診療室有	
東部地域	県(家保)	1			1	1					1			
	共済	1		1	1									
	法人その他	1												
	獣医系大学	1	1	1	1						1	1	1	1
	民間	11	8	8	4							8	8	8
	計	15	9	10	7	1					2	9	9	9
中部地域	県(家保・試験場)	2		1	1	1	1	1	1	1	1			
	農協	1												
	共済	1		1	1									
	法人その他	1												
	民間	12	7	7	4							4	4	6
	計	17	7	9	6	1	1	1	1	1	1	4	4	6
西部地域	県(家保・試験場)	2		1	2	2					2			
	共済	1			1									
	法人その他	3	1								1			
	民間	22	17	12	11	2						11	11	12
	計	28	18	13	14	4					3	11	11	12

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する。

表4 主要な診療機器の整備状況

(単位：か所)

地域	開設主体の種類	検体成分分析装置								
		血液生化学分 析装置	血液電解質分 析装置	高速液体クロ マトグラフ	原子吸光 分光光度計	その他の分 光光度計	自動血球計 算機	牛乳中体細胞 測定装置	乳成分測定器(ミ ルコスキャン	血液ガス測 定装置
東部地域	県(家保)	1					1			
	共済	1								
	法人その他									
	獣医系大学	1	1				1			
	民間	5	3				3			
	計	8	4				5			
中部地域	県(家保・試験場)	2		2	2	2	1			
	農協							1	1	
	共済	1			1					1
	法人その他									
	民間	6	3			1	5			1
	計	9	3	2	3	3	6	1	1	2
西部地域	県(家保・試験場)	1			1	1	1			
	共済	1								
	法人その他									
	民間	13	7			2	12			2
	計	15	7		1	3	13			2
合計	県(家保・試験場)	4		2	3	3	3			
	農協							1	1	
	共済	3			1					1
	法人その他									
	獣医系大学	1	1				1			
	民間	24	13			3	20			3
	計	32	14	2	4	6	24	1	1	4

(単位：か所)

地域	開設主体の種類	生体画像診断機器								
		ファイバースコープ	エックス線撮影装置	超音波診断装置	心電心音計	自動現像装置	イメージインテンシファイア	CT	MR I	PET
東部地域	県(家保)			1						
	共済			1						
	法人その他									
	獣医系大学	1	1	1	1		1	1	1	
	民間	3	8	8	7	4				
	計	4	9	11	8	4	1	1	1	
中部地域	県(家保・試験場)			2						
	農協			1						
	共済			1	1					
	法人その他									
	民間	1	6	8	5	1		1		
	計	1	6	12	6	1		1		
西部地域	県(家保・試験場)	1		2						
	共済			1						
	法人その他	1		1						
	民間	5	12	8	9	8	3			
	計	7	12	12	9	8	3			
	合計	県(家保・試験場)	1		5					
農協				1						
共済				3	1					
法人その他		1		1						
獣医系大学		1	1	1	1		1	1	1	
民間		9	26	24	21	13	3	1		
計		12	27	35	23	13	4	2	1	0

(単位：か所)

地域	開設主体の種類	免疫・DNA診断装置等									
		酵素抗体測定装置	ELISA用プレートリーダー	蛍光顕微鏡	写真撮影顕微鏡撮影装置	嫌気性菌培養装置	PCR装置	DNAシークワー	孵卵器	クリーンベンチ	安全キャビネット
東部地域	県(家保)	1	1						1		1
	共済								1		
	法人その他										
	獣医系大学	1			1					1	1
	民間			1	3						
	計	2	1	1	4				2	1	2
中部地域	県(家保・試験場)	1	1	1	2	1	2		1	2	1
	農協										
	共済								1		
	法人その他										
	民間				1				1		1
	計	1	1	1	3	1	2		3		1
西部地域	県(家保・試験場)	1	1		2		1		2	1	2
	共済								1		
	法人その他								1		
	民間			1	3				3		
	計	1	1	1	5		1		7	1	2
	合計	県(家保・試験場)	3	3	1	4	1	3		4	3
農協											
共済									3		
法人その他									1		1
獣医系大学		1			1					1	
民間				2	7				4		1
計		4	3	3	12	1	3	0	12	4	6

(単位：か所)

地域	開設主体の種類	理化学的治療機器					受精卵移植関連機器		その他			
		レーザー装置	ガス麻酔機	人工呼吸器	自動点滴装置	エックス線装置(撮影装置を除く)	診療用の放射線照射装置(エックス線装置、PETを除く)	マイクロナビキュレーター	プログラムフリーザー	オートクレーブ	ガス滅菌器	遠心分離器
東部地域	県(家保)									1	1	1
	共済									1	1	1
	法人その他											
	獣医系大学	1	1	1	1					1	1	1
	民間	3	8	5	4	1				8	2	8
	計	4	9	6	5	1				11	5	11
中部地域	県(家保・試験場)							1	1	1	2	2
	農協											
	共済									1	1	1
	法人その他											
	民間	2	4	4	5					6	3	4
	計	2	4	4	5			1	1	8	6	7
西部地域	県(家保・試験場)		1					1	1	2	2	2
	共済									1	1	1
	法人その他											
	民間	4	12	9	9	1	2	1	1	14	6	12
	計	4	13	9	9	1	2	2	2	17	9	15
	合計	県(家保・試験場)		1					2	2	4	5
農協												
共済										3	3	3
法人その他												
獣医系大学		1	1	1	1					1	1	1
民間		9	24	18	18	2	2	1	1	28	11	24
計		10	26	19	19	2	2	3	3	36	20	33

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、地域の家畜衛生指導を実行する中核的機関として、家畜の伝染性疾病の発生予察による防疫及び衛生指導や、集団衛生管理等家畜の飼養実態に応じた獣医療を提供するために必要な検査機器等の整備を図る。

特に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生等、危機管理体制の整備が必要とされる事案に対応するため、時宜を逸せず必要な資機材の整備を図ることとする。

イ 農業共済組合

農業共済組合については、県下全域を対象とする中核的産業動物診療施設として鳥取県農業共済組合連合会（以下「共済連」という。）家畜診療所があり、個人開業獣医師や家畜保健衛生所と連携しながら地域獣医療を担っているが、その業務を円滑に行うための施設の整備等を推進する。

特に牛群の検査を行うための検査機器の整備を行うとともに、県や団体が所有する機械施設等についても連携の上、活用していくこととする。

ウ 農業協同組合

農業協同組合については、共済連や個人開業獣医師及び家畜保健衛生所と連携の上、診療施設としての機能を活用することとし、迅速かつ的確な獣医療を提供するために必要な施設の整備について推進することとする。

エ 個人開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、家畜保健衛生所、共済連、その他の獣医療関連施設の活用を図り、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器等の整備を図ることとする。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 東部地域

東部地域は、全畜種ともに畜産農家戸数が少ない地域ではあるが、肉用牛や採卵鶏農場で大型農場がある地域でもある。牛の診療については、共済連及び個人開業獣医師が主に獣医療を提供しているが、山間部に点在する農場を効率的に診療するために必要な施設整備又は家畜保健衛生所との連携強化を図る。

イ 中部地域

中部地域は、県下でも畜産経営が盛んな地域であり、また企業経営の肉用牛、養豚、肉用鶏農場が多い地域でもある。そのため、企業の管理獣医師による獣医療の提供も一部では行われているが、一般の牛の農場においては、共済連、農業協同組合の獣医師又は個人開業獣医師による診療が中心であり、一般の養豚や養鶏農場における獣医療の提供は、家畜保健衛生所が中心となっている。そのため各診療機関が相互に連携を図りながらその機能を活用し、必要に応じて計画的に施設整備等を図ることとする。

ウ 西部地域

西部地域は、企業経営による大型養豚農場、肉用鶏農場もあるが、小規模の肉用牛経営も比較的多い地域でもある。一般の牛の農場においては、他の地区同様、

共済連又は個人開業獣医師による診療が中心であり、一般の養豚や養鶏農場における獣医療の提供は、家畜保健衛生所が中心となっている。山間部においては、獣医療の提供が非効率となっている地域もあることから、各診療機関が相互に連携を図りながら効率的に診療体制を整備し、必要に応じて計画的に施設整備を図ることとする。

(3) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設においては、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、民間の検査機関の活用を図りながら、設備投資を行う場合は適切な規模となるよう配慮し、必要な施設及び検査機器等について整備することとする。

また、大学の動物診療施設との連携を図りながら、一次診療と二次診療の機能分担を行い、効率的で飼育者のニーズに合った獣医療の提供を行うための施設整備を推進していくこととする。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

表5 獣医師の確保目標

(単位：人)

地 域	平成22年12月現在の獣医師数	目標年度における獣医師の確保目標
産業動物診療獣医師 (団体、開業等含む)	60 (うち開業28)	60
東部地域	10 (うち開業 3)	10
中部地域	22 (うち開業7)	22
西部地域	28 (うち開業18)	28
県に勤務する獣医師	110	108
合 計	170	168
(参考) 小動物診療獣医師 (大学を除く開業のみ)	60	/

注) 団体に所属する産業動物獣医師のうち、実際に診療業務を行わない獣医師は除く。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野を選択していること等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。この職域偏在については、獣医学教育において、産業動物や行政に携わる獣医師の役割に係る授業が少なく、獣医系大学の学生が大学教育を通じて、産業

動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力及びその役割について知る機会が少ないことが原因の一つになっているとの指摘がある。

その対策として、産業動物診療獣医師及び畜産業の振興及び家畜衛生等に関する業務に従事する県職員獣医師を確保するため、将来、県内において産業動物の診療、家畜衛生に関する業務等に従事することを希望する獣医系大学生を対象に、国の獣医師養成確保修学資金貸与事業等を活用した鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金を貸与する等、県内の産業動物部門への就業に対する意欲の醸成を図る。

また、産業動物獣医師や公務員獣医師の果たす役割やその重要性について、県民の理解醸成を図ることにより、獣医師の処遇改善につながることを期待される。

さらに、県及び各団体は、獣医系大学生が家畜保健衛生所、畜産関係試験場、共済連診療所、農業協同組合及び公共牧場等における臨床実習等の体験を通じて、業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れる。さらに、獣医系大学を訪問し、産業動物に関わる業務や修学資金制度の紹介等を行い、産業動物部門の業務に対する理解と興味を深めることにより、県内への就業を誘導するとともに、中学校、高等学校への訪問を通じて、より広く、積極的に情報提供を行い、獣医師の業務に対する理解と興味の醸成を図ることとする。

(2) 労働をめぐる環境の改善

最近15年間において、当県で新規に公務員分野に就業した獣医師のうち、女性が約59%を占めており、今後とも公務員分野において女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられる。また、産業動物診療及び小動物診療の各分野においても女性獣医師は年々多くなっており、今後とも女性の占める割合が益々大きくなっていくことが予測される。

このため、これらの分野に獣医師を定着させていくため、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行うこととする。

また、これらの分野において、ケガや病気、出産等による一時的な休職や育児期間中の勤務時間の制限等に対応した人的支援体制の整備についても計画的に検討する。

(3) 再就職支援

産業動物獣医師として家畜の診療等に従事した経験のある獣医師や、家畜衛生、公衆衛生行政に係る業務に従事した経験のある獣医師の知識や経験を活用するため、県や共済連等農業関係団体を退職した獣医師及び現在未就業の獣医師等の人材の有効活用を図ることとする。これらの人材の有効活用を行うために、国等の事業を活用しながら、復職研修や新規就業獣医師の研修又は未就業の獣医師に対する求人、求職情報の提供等を行うこととする。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

当県における獣医療を提供する体制の整備を図るために、計画的な取組が必要な地域については、次のとおりとする。

表6 計画的な取組が必要と見込まれる地域

(平成23年4月)

地域	地域の市町村名
東部地域（5市町）	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部地域（5市町）	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部地域（9市町村）	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

2 各地域における獣医療の必要性

(1) 東部地域

東部地域は、畜産農家戸数が少ないながらも、大型の肉用牛農場や採卵鶏農場が点在し、また、山間部では小規模の肉用牛農家もある地域であり、牛では主に共済連や個人開業獣医師により診療が行われているが、個人開業獣医師、団体獣医師及び家畜保健衛生所がより連携し、的確で時宜を逸さない獣医療の提供が今後とも必要である。

(2) 中部地域

中部地域は、県下で最も畜産経営が盛んな地域であり、企業経営による畜産農場も多い地域であるが、一般の畜産農家の牛の診療については、共済連及び個人開業獣医師が中心となって診療を行っている。特に酪農を中心にHACCPの取組も進んでおり、家畜保健衛生所や団体獣医師が連携しながら、より広い分野の指導も含めた獣医療の提供が求められている。また、豚や鶏については、今後とも家畜保健衛生所と企業の管理獣医師等が連携しながら獣医療の提供を行っていくことが必要である。

(3) 西部地域

西部地域は、養豚や肉用鶏の企業経営において管理獣医師による獣医療の提供が行われているほか、一般の畜産農家の牛の診療については、中部地域同様、共済連及び個人開業獣医師が中心に診療を行っているが、他の地域に比べて、牛の診療業務を行う個人開業獣医師の割合が多い地域である。小規模の肉用牛農家も多いことから、的確で時宜を逸さない獣医療の提供を行うために、共済連、個人開業獣医師及び家畜保健衛生所がより一層連携する必要がある。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は地域防疫の拠点として位置付けられており、家畜保健衛生所を含めた県組織と市町村、団体、開業獣医師及び家畜の飼育者等の連携の下で、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化及び家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化を図る。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管

理体制の強化のため、家畜防疫員の確保、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制、家畜伝染病の発生都道府県への家畜防疫員等の派遣等支援体制について、地域獣医師、関係団体及び近隣都道府県との連携のもとで整備を図る。

また、県内の家畜防疫体制を再点検するため、大学等からアドバイザーを招き、定期的に家畜防疫に関する会議や防疫演習を実施し、体制の見直しを随時行うとともに、関係機関の連携強化を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の的確化、迅速化を図るために、家畜保健衛生所、共済連及び団体が相互に連携、協力し、それぞれの施設が所有する検査機器、診療施設等を有効に活用しながら、効率的かつ正確な診断に結びつけ、家畜の飼育者のニーズ沿った獣医療の提供について推進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、個人開業獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所及び大学等の獣医療関係機関の相互の情報交換を図る。

また、家畜保健衛生所の検査成績、食肉衛生検査のと畜検査成績等の情報を相互にフィードバックするとともに、その中から得られた有用な情報を診療及び保健衛生指導に活用するため、獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療効率の低い山間部に点在する畜産農家の診療については、共済連、個人開業獣医師、団体及び家畜保健衛生所が相互に連携強化し、的確かつ迅速な獣医療の提供に努めることとする。

また、診療効率の低い地域については、当該地域を管轄する市町村をはじめ県、団体、獣医師が協議の上、円滑に獣医療を提供する仕組みづくりについて検討する。

5 小動物の診療における連携の強化

当県においては、民間の小動物診療施設及び大学の診療施設が地域の小動物獣医療を担っているが、飼養者が求める一次診療、二次診療をそれぞれが機能分担し、相互の機能を補完、連携しながら、県内の小動物獣医療の体制を強化する。

また、専門分野ごとに認定された専門医が連携し、飼養者のニーズに沿った高度で専門的な獣医療の提供を推進する。

6 産学官が連携した研究開発

農場単位での集団衛生管理等飼養形態の変化に対応した管理技術、家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及及び新興・再興感染症対策に係る研究・技術開発のため、県の畜産関係試験場や民間企業、大学等、研究機関と行政機関の獣医師の連携を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

産業動物分野における実践的な獣医療技術の向上を図るために、県獣医師会、県畜産推進機構、大学及び共済連その他畜産関係団体との連携を促進しつつ、特に新規に産業動物診療の分野に就業しようとする者を対象に、獣医療に関する法令、食品の安全性、飼育者とのコミュニケーションスキル、その他畜産に関連する知識、技術等に関する研修会等への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

県は職員に対して、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等、公務員として畜産行政、公衆衛生行政に携わっていく上で必要な知識、技術等の修得を目的として、国等が実施する研修会、講習会への参加の促進を図るとともに、その成果の普及の促進を図る。

また、口蹄疫等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけではなく、公衆衛生部局及び市町村、関係機関及び民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制等について検討するための防疫演習等を実施し、関係者の意識の統一を図る。

(3) 小動物分野

県獣医師会が中心となり、特に新規に小動物診療部門に就業しようとする獣医師を対象にして、実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーションスキルの向上等に加え、獣医療の実践上必要とされる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性について再認識するための研修会等への参加の促進を図る。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

県獣医師会等は、産業動物分野における集団衛生管理技術、H A C C P等を活用した効率的な飼養衛生管理に関する知識・技術等の向上を図るとともに、高度診療機器による診断・治療技術の修得を目的とした技術研修又は学会等を開催し、その参加の促進を図るとともに、大学や各学会又は農林水産大臣が指定した臨床研修診療施設等が主催する研修会の開催状況について情報提供に努める。

また、県獣医師会、共済連等は、関係者や職員を研修会等へ積極的に参加させ、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医師の技術の向上を推進する。

(2) 公務員分野

県は、大学、国公立試験研究機関及び民間研究機関等との共同研究による高度技術の開発を推進するとともに、その成果の普及の促進を図る。

また、国又は中央団体等が開催する講習会等への参加を促進することにより指導者の養成を図り、地域の獣医師の技術指導等を計画的に行い、地域獣医療の技術向上を推進する。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修又は講習会等の開催に努めるとともに、高度技術研修会、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底及び参加の促進を図る。

一方、診療業務を行う獣医師は、大学又は農林水産大臣が指定した臨床研修診療施設等における臨床研修等を積極的に受講し、その技術の研鑽に努める。

3 生涯研修

日進月歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、獣医師が社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県獣医師会等が開催する各種研修会、講習会への参加や関連する教材等の利用の促進を図る。また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、インターネット等の情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。

さらに、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図り、人材の有効活用を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任の増大や、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準の高まりを踏まえ、県は、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉及び野生動物管理等についても考慮し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

県畜産推進機構、県獣医師会等は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努める。

また、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場HACCPの普及の促進を図る。

(2) 公務員分野

県は、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術について、一層の普及啓発に努める。

また、県、市町村及び県獣医師会は、小動物の飼育者に対して、狂犬病予防をはじめとした人獣共通感染症の予防に関する情報の提供に努めるなど、一層の啓発活

動を推進していくことが重要である。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者及び小動物販売業者に対する保健衛生の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。また、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担及び夜間・休日における診療体制の整備に関する条件整備等の促進を図る。

さらに、学校飼育動物の保健衛生指導及び野生動物の保護・救済等により、社会貢献の充実を推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等は、ホームページ又は広報誌等の充実により、家畜衛生情報及び食品の安全性等、獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割について県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

また、獣医療を適正に提供するために、夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設及び専門医等に関する広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

県計画及び診療施設整備計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。